

【論 文】

『松前家記附録外国部』の朝鮮漂客李先達関係資料について

シン ウ オン ジ

要 旨：『松前家記附録外国部』の朝鮮漂客李先達関係資料は、1696 年礼文島に漂着した朝鮮人の一人である李志恒が書いた書簡等を収録しており、書簡等の収載に先立ち、漂流民の発見から本国送還までの概要を序文で示している。本資料の全文を示し、その内容を同漂流事件について記している朝鮮側及び松前藩側の記録と比較検討を行った。本資料に収載されている書簡等が送られた背景については、朝鮮側の記録である『漂舟録』で詳細が確認できる。本資料は、成立時期の早い『福山秘府』『朝鮮漂人部』の一部と同じ内容を収載しているが、それにみえる誤りを踏襲していないため、資料の系統関係では、現在その存在が確認されていない共通の祖本から成立したものである。

キーワード：松前家記、福山秘府、漂舟録、朝鮮人漂着部、李志恒

1. はじめに

元禄 9 年（1696、肅宗 22）、北海道の北部にある礼文島に 8 人の朝鮮人が漂着した。彼らは利尻島を経て宗谷に渡り、南下の途中で和人と出会い、松前藩や幕府により松前、江戸、大阪、対馬等を経由して翌年朝鮮に送還された。本漂流事件に関しては、朝鮮側の記録として『漂舟録』と『李志恒漂海録』が、松前藩側の記録として『福山秘府』『朝鮮漂人部』¹（以下『秘府』）と『漂流朝鮮人李先達呈辞』（以下『呈辞』）等が伝わっており、これら 4 つの記録を中心に研究が行われている。その内容については、朝鮮側の 2 つの記録とも漂流当事者である李志恒（イ・ジハン）を中心とした漂流体験を日記形式で記している。李志恒は松前藩側の記録において、李先達とも記録されており、先達とは朝鮮の登用試験である科挙に及第したがまだ官職に勤めていない者の呼称である。李志恒が肅宗元年（1675）に行われた科挙の武科試験に及第したことは、当時の合格者名簿等から確認されており、さらに、漂流当時も官職及び官位のない状態であったことが確認されている（シン 2023b）。松前藩側の記録については、『秘府』は漂流民の発見から本州に護送するまでの松前藩のやり取りや李志恒の書いた書簡及び漢詩を収録している。『呈辞』は李志恒がのべた漂流事情、及び別離にのぞんでの漢詩の贈答を記している（北海道大学附属図書館 1990：215）。

関連記録の中で最も知られている記録は『漂舟録』であり、漢文で記されているが、その和訳が発表され（池内 1994）、日本の学界では日本列島の北方史の分野において注目されるようになった。特に和人と出会う前までの内容では、北海道北部のアイヌ民族の生活を具体的に記しているため、『漂舟録』を対象にアイヌ民族の交易に関する研究が行われている（中村 1998；海保 2000；西谷 2008）。また、李志恒がアイヌと和人から聞き取ったり、あるいは筆談で知った地名やアイヌ語が漢字やハングルで記されており、それらに関する研究も行われている（池内 1994；中村 2007a；中村 2007b；中村 2007c；中村 2022；シン 2023a）。『李志恒漂海録』は、その異本や『漂舟録』との比較のような文献比較に関する研究が行われている（池内 1994；Cui 2017）。『秘府』は漂流民の扱いと護送に関する手続きを詳細に記録しているため、『漂舟録』と対照することで、漂流から送還までの過程に関する研究（金 1996）、さらに近世日朝間の漂流民送還制度（池内 1998）や北東アジアの海域ネットワークに関する研究（Kim 2017）が行われている。また、松前藩から漂流民に提供されたものの価値を検討し、李志恒の日本に対する認識について考察した研究もある（Nam 2006）。『呈辞』は李志恒が書いた漢詩を記しているた

め、彼の詩的交流や漂着地でのコミュニケーションに関する研究が行われている（Hur 2010；泊 2022）。

朝鮮側の記録である『漂舟録』と『李志恒漂海録』は、漂流体験を日記形式で記しているものである。両記録は叙述方式や分量に違いがみられるが、その内容の比較から、両記録とも李志恒の書いた現在伝わっていない記録を参考に要約または再叙述した二次記録であることが明らかにされている（池内 1994；Cui 2017）。また、両記録は 18 世紀の知識人層において、「蝦夷」という地域の情報を提供する書籍として流通されていたと推定されている（Cui 2017）。しかし、松前藩側の記録については個々の記録を対象に研究が行われているが、それら記録間の関係性については明らかになっていない。さらに、松前藩以外の和人が書いた他の記録においても、同漂流事件について記している（シン 2022）。そこで本稿は、今まで殆ど研究の対象になっていなかった『松前家記附録外国部』に収録されている同漂流事件についての記録を対象に、その全文を示し、特に『秘府』と内容を比較検討することで、両資料間の関係を明らかにすることを目的とする。

なお、本稿における『松前家記附録外国部』の原文は北海道大学附属図書館所蔵本（旧記 0619(4)）²を基にし、漢字表記の誤り等は『秘府』を参考に補足した。『秘府』は北海道庁（1936：262-298）を中心に参考・引用し、北海道立文書館所蔵本（旧記 1258 と 1259、旧記 1266 と 1267）を参照した。『漂舟録』の原文は Integrated Database of Korean Classics の『海行摠載』に収録されている「漂舟録」を、和訳は池内（1994）を引用し、一部修正した。また、文献の直接引用を除き、本文における漢字の表記は日本の通用漢字の新字体を使用した。

2. 『松前家記附録外国部』の書誌的検討

『松前家記』は、松前藩祖武田信広（1431～1494）より十八代松前徳広（1844～1869）に至る松前家の系譜で、旧藩儒臣新田千里が明治 10 年（1877）に稿を起し、明治 11 年（1878）に脱稿したものである（松前町史編集室 1974：3-50）。公刊はされなかったため、転写本で流通されたと推定されている（新藤 2008）。その写本は北海道立文書館、北海道大学附属図書館、函館市中央図書館等に存在が確認されている。『松前町史』史料編第一巻に北海道立文書館所蔵本『松前家記附録共完』（旧記 1182）を底本に活字翻刻されており、解題によると、北海道立文書館所蔵本は明治 14 年（1881）に松前家所蔵本を筆写したものであるという（松前町史編集室 1974：3-50）。『松前家記』一～七は藩主の年表的な編年誌であり、附録一～三は松前家夫人及び子女の略伝を内容としている（北海道大学附属図書館 1990：70）。松前家の系譜として伝わるものは少なくないが、その中でも『松前家記』は、最も完備した松前家の家譜であるだけでなく、重要な歴史事項を殆ど網羅していることから、記述内容上一つの歴史書にもなっていると評価されている（松前町史編集室 1974：3）。一方で、記述の信頼性については、松前家に対して誇張的な表現等、記事内容にかなり潤色がみられており、史料的根拠が不明であることが指摘されている（新藤 2008）。

北海道大学附属図書館北方資料室には、『松前家記一』～『松前家記七』（旧記 0617）のほかに、『松前家記上』と『松前家記下』（旧記 0618）が所蔵されており、上は一～七を、下は五・六～附録三を収録している³。また、『松前家記』の附録（旧記 0619）も所蔵されており、『松前家記附録一』～『松前家記附録三』のほかに、『松前家記附録外国部』（旧記 0619(4)）と『松前家記附録文書部』（旧記 0619(5)）も確認できる。北海道大学附属図書館の内容説明によると、

外国部は朝鮮漂客李先達関係資料、ロシア人の千島南下年表、安永 8 年（1779）厚岸におけるロシア人との対話書、天保 2 年（1831）厚岸ウラヤコタンでの異国船事件を、文書部は秀吉、家康を含む歴代将軍の朱印状等の写しを収録している（北海道大学附属図書館 1990：70）。『松前家記』の活字翻刻本及びその底本等において、附録外国部及び文書部の内容は含まれていない。このように資料へのアクセスが容易でない、あるいはその存在が知られていなかったため、『松前家記附録外国部』の朝鮮漂客李先達関係資料がこれまで研究の対象とされていなかったと考えられる。

『松前家記附録外国部』に収録されている各内容については見出しがなく、その代わりに赤字で「松前家記附録外国部」と書かれている。赤字で書名が書かれているのは 3 ヶ所で、北海道大学附属図書館の内容説明による区分からみると朝鮮漂客李先達関係資料、ロシア人の千島南下年表、天保 2 年厚岸ウラヤコタンでの異国船事件である。安永 8 年厚岸におけるロシア人との対話書はロシア人の千島南下年表の中に含まれている。対談書の後も年表は続き、天明 5 年（1785）の南下事件が記されており、天明 8 年（1788）ロシア人の帰国まで記録されている。

『松前家記附録外国部』に記載されている朝鮮人漂着事件の記録は、その標題は記されていないが、本稿では所蔵先である北海道大学附属図書館の内容説明による「朝鮮漂客李先達関係資料」と称する。『松前家記附録外国部』の朝鮮漂客李先達関係資料の原文を示すにあたり、改行と日付、署名等に基づいて便宜的に番号を振り、その大意を付けた。また、原文の文章での句や節の区切りには読点を、文章としての区切りには句点を付けた。

3. 『松前家記附録外国部』の朝鮮漂客李先達関係資料の全文

〔1〕朝鮮漂流民の路程と日本側の対応

元禄九年五月十二日朝鮮人李先達、金僉知、孔裨将、金裨将、金自福、金貴同、金泰史、金汗男小舟ニ乗シテ礼文支里島ニ漂着ス。十三日夷酋之ヲ宗谷ニ導ク。二十日羽保呂ニ至ル。金山奉行新谷十郎兵衛之ヲ慰撫シ乃チ其請ニ應シ孔裨将以下新谷ノ属吏ヲ附シテ舟行セシム。七月十九日松前ニ至リ即日登城ス。李先達、金僉知、新谷ト陸行ス。廿四日松前ニ至ル。廿五日登城恩ヲ謝ス。八月十日漂人公通ノ朱章ヲ賜フ。廿三日湊平左衛門、谷梯瀬左衛門、藤倉近兵衛、新谷重郎兵衛以下三十四人漂人ヲ護送シテ東上ス。九月廿二日江戸ニ至ル。乃チ漂人ヲ對馬侯邸ニ送り邸監鈴木半兵衛ニ附ス。十年二月三日對馬侯手書ヲ以テ客冬十二月十四日漂人帰国ノ事ヲ告ク。

〔2〕漂流民の書いた文章（題目）

漂人文章

〔3-1〕漂流の経緯及び助けを求める願い

我是慶尚道東萊府中居武科及第有爵之人也。以本国江原道往来事乘此小船向去海路矣。前月廿八日、狂風忽作、飄入大海、逆風不能制舡、雲霧四塞、咫尺不辨、昼夜漂流、在海飢渴者以至二十日、累口人命飢餒多日、自分死、仰天痛哭矣。幸頼主公之近在北、通告伏乞憐之。又以交隣誠信之義、為念、救饑口、指示帰途、善為護送本国、俾蒙大恩、何如不勝恐慮之至、敢伸不備式。

丙子五月二十日 朝鮮漂人李先達

〔3-2〕上の文書についての補足

右新谷重郎兵衛ニ接見シテ贈ル所ノ書牘ナリ

[4-1] 漂流の経緯及び帰国への願い、漂流者の身分に関する情報等

余是本国慶尚道、東萊府中居、曾添武科人也。適因在京主将拜授江原道監司、在郷之情、不可不往、謁而去。四月十三日、只以單身乘此小舟、由海道向往矣。未到境之間、同月二十八日、海洋中猝遇狂風、舟中尾木折破、不能制船。仍值日暮、漂入大海、雲霧四塞、不辨東西、只看日出之方、而任風漂流之際、忽逢日本人所乘大船、指口腹以示飢渴之狀。則停帆小留、許救糧米、隨船以來之餘。又值日暮仍作大風、從風漂流之後、翌朝觀望四方無一山形之微見。自至多日、人皆飢餒。幸賴 天助。五月十二日始泊于 貴州北土一境。雖免海中之渰死、饋活無人、勢將必死矣。適遇採金店舍於其近地、其主幹之人新谷重郎兵衛慘見飢餒之色、厚惠粮糗。舟中八口之命、全蒙其恩、而尚今生活。敢觸 嚴命伏乞。特以交隣誠信之義為念、又以漂人可矜之情為恤。負恩如山、無以為報。家有鶴髮慈親。漂風日久、不死 生。必有戀憂欲裂之傷。並量情理萬分善處。一以報結草之恩、一以遂倚閭之喜。指示歸道、速令護送。不勝惶悚以陳。

一下問所對、本国常人の子、為僧居寺。小尚佛事、人皆不信。

一為侍者業、文武以試科挙、隨忝轡而用才就職也。

一余之官名志恒、姓李、位先達也。

一金僉知、官名白善、姓金、僉知老者尊稱之号也。居在東萊境釜山土。

一耶蘇之稱在于本国元無所聞。不知其理。神祇之禱、小有常人之所尚。侍人之家、無一行之。只以儒道為尚也。

日本国松前州大守閣下

丙子七月二十日 朝鮮国漂人李志恒先達

[4-2] アイヌとの接触、漂流者の身分、願望等

一蝦夷之類、別無不義之吏也。

一孔裨将、金汝方兩人編伍武士也。請我偕往江原道、探得有買賣之吏。而先以空手同乘一舟、今有漂患之吏。其餘皆海夫也。

一木札事依為之可也。

一既免海中之渰死、必有速歸之舉。襦衣盡賣於毛衣之援。若留五十餘日之弊、必值初冬之寒、凍傷可慮。速令護送之望也。

一所求事、採金店舍八人、數日所食、蒙活之恩如山、未報。是實如恨之不休也。

李志恒

[4-3] 朝鮮の宗教的・文化的慣習及び祭祀

朝鮮雖有佛法。以常人之所尚、而不至煩擾也。侍之儒道、專以孔孟聖學為道、著書文科、射弓武科、取人才貌而付職。祭神之法、元無。以其亡親、慰設酒肉而祭之。一年正月正朝。二月寒食。三月清明。四月八日。五月端午。六月望日。七月望日。八月秋夕、墳墓伐草。九月九日。十月無。十一月冬至。十二月臘日。當死日等。香火祭之。耶蘇之言不知、朝鮮元無。

[5-1] 贈り物に対する感謝の意

又

帖下紗綾三端、方絹二端、白綿一封、白紙一束、常紙二束等物伏受感祝。

松前州大守案下

丙子七月二十六日 朝鮮漂人 ^(マフ) 李 志恒

高橋泰光

[5-2] 高橋浅右衛門を含む複数の恩人に対する感謝

又

昨因鄙我為現殿様之前、頗遣氣勞。退歸旅軒之時況有同臨之慰。達夜思心多感無謝。且奉殿様再度書給之章、無非恤我之語。再三披閱罔極之誠、未嘗少馳于心矣。人皆有一天、我独有四天者也。上有殿様之撫、次有尊公之護、又有十郎之活、蒙此四天之恩、歸鄉朽骨世路無久。人似朝露、各在他邦、知恩無路。祝手之外更無餘謝。只得一夜來、問候。不宣草式。

丙子七月二十七日 朝鮮漂人李志恒

高橋浅右衛門尊公案下

[5-3] 贈り物や親切を拒むことができない受け手の立場の難しさと感謝の心情

又

昨臨陋旅之亭、冒昏勞歸。況有殿様撫念貺物、不可拒理於道礼、故依受感祝達、夜無寢。尤不勝惶恐欲審夜來、尊公氣候安寧。不宣姑惟照察上狀。

丙子七月廿七日 漂人李志恒

高橋浅右衛門尊公閣下

[5-4] 高橋浅右衛門への深い敬意と感謝及び自身の現状と心情

又

昨臨陋寓、傳喜慰客。感荷深情不可輕謝、然曾日流首座雖無對顔之分、詩情往返已悉中矣。欲有面議一番相識、而貴国法度極嚴、故生心不望者日久矣。今有江戸之護送、樂莫樂兮。有各拔扈之魚志者也。心胸隔愁詩之好惡未嘗有意於一時。且以武弁少習庸才業、在武途已是年久廢而不習者今為三十年之久、幸兼流韻僅以審勻和之。勿以為咎之意。傳論鮮焉。曾告一吏、我之褥尽濕於海水、所見可測。故捨與夷子、而今無外造之色。一路所見似甚疲累。留此。久日悔必道、及亦無光彩、於尊公待我之至意者。然故不顧廉耻、諸念小吏、敢此妄告望須留神善處焉。

丙子八月日 朝鮮漂客李先達

高橋浅右衛門尊公案下

[5-5] 恩恵に対する深い感謝の気持ち

又

昨臨陋寓冒昏勞還。深感無謝。志恒伏蒙殿様下恤之沢、累受衣資、伏受祝手之感、他無仰告。所謝文今始書納、亦勿爲罪。尊公從客順序告由、何如不勝未安之至。且占卜夏、今日戊子也。聖有子不問卜之語、姑停不擲明當從命。是計流首坐前送簡、傳致亦望。下示問帖語 太過拜受、閱覽不勝惶感。此後又有下問。依從貴命伏計。

李志恒

[5-6] 深い感謝と尊敬の念

又

昨昏臨陋冒夜勞還、不勝感賀。無以仰謝。余伏荷尊念、無恙度日、尤無所謝。昨日下午命擲錢兩諺鮮本文書送幸考納焉。餘不宣式。

丙子七月二十九日 李志恒

高橋浅右衛門尊公案下

[5-7] 健康上の問題による文書の遅延についての謝罪

又

謹問此辰尊公時候。何如志恒特荷厚恤之誼、專蒙殿様之大沢、頓食無恙。伏感罔極之誠銘心彌

篤祝手之無暇。而曾日下教謄冊意欲趣即書納。而近因臂痛、層劇執筆成字、甚是不精。如是太晚進上、罪實非輕。望須尊公勿以爲咎。姑此爲草、更令精謄。伏未知何如。憑此送便兼候問安、不勝未妥。不宣伏惟下照謹狀。

丙子八月元三 朝鮮漂人李先達志恒

高橋淺右衛門尊公案下

〔5-8〕文書の提出報告、占いの実践、物品製作の依頼等

又

昨呈殿様案前替納簡牘。尊公其已就鑑否即問、此辰侍中氣候何如。志恒荷下念、僅保客喘、伏感之外不知仰謝。再昨置此占筮、今朝擲錢始擇一人之數、而一日之中不可一人再卜之例故明當擲擇伏計。非不知人筮之如何、而曾有所告。且切客篋如是放達、不勝未安之至。今送尺量紙條、下令匠人、造給一櫬。生色他邦之人、特伏待而尊公有自外周旋之勢不稟於殿様案前、伏未知何如。不宣伏惟。

八月初六日 漂人李先達志恒

高橋淺右衛門尊公案下

〔5-9〕文書の作成における困難、物品製作の催促等

又

昨昏勞臨陋寓、感謝感謝手尽不可目外。形於許多條尽之吉凶、奈何纔以男女兩論之大概送呈小垂覽察焉。書寫事漂人、多傷眼暗、又極臂痛、不能成字。誤染明紙、不勝愧慚。然只以他國人之寫勿罪、寬留如何。且造櫬尺量依以下諾付送望須指揮匠人。帰期在邇、隨令速造。何如不宜式。

丙子八月旬八 漂客李先達

高橋淺右衛門尊公案下

又冊三件送上考納

〔5-10〕帰還が近づいている中での病氣、食事の困難、生魚を得るための米との交換の願い

我帰期當迫、病又交侵、心亦尽腐之中、無膳難繼。以我之米斗給、換得生魚一二尾、以養病口一時之所嘗味。伏望尊公特令下司、換質以給之意言及伏望々々。

丙子八月望日 朝鮮漂客李先達請狀

高橋淺右衛門案下

〔5-11〕病氣の苦しみ、返信が遅れたことへの謝罪

又

近有未對貴顔、有呻吟之患。一未修問尊躰候、無情太甚。昨恩流首坐之間牘、今纔和呈、望須忘勞替傳如何。且呈一律、覽非掛眼、幸尊公勿咎焉。

八月旬 朝鮮李先達

高橋淺右衛門案下

〔5-12〕提出した文書の検討依頼、腕の病氣による困難

又

下示書寫筮、十分詳察之。餘臂病方劇、一張自然誤書無用、只以四幅書呈。而多有不精。勿咎焉。

八月永七日 朝鮮漂人李先達

高橋淺右衛門案下

杜詩四卷 寫幅四張 日時並呈

〔5-13〕腕の病気のため、命令の履行が遅れていることについての不安と謝罪

又

久受殿様下命、臂病甚劇、不能自由。今始太晩進上、不勝惶恐。然志不宜式。

高橋浅右衛門尊公案下

自著之餘心甚鬱々、所思不精。勿罪焉。

〔5-14〕秋の寒さ耐えている状況と衣服に関する要望

又

秋氣入寒、衣薄能不寢夢。忍寒而已。伏乞尊公、十分善處衣所入上下之意、告達書呈伏望々々。
謹拜上書。

丙子八月二十日 金僉知拜

高橋浅右衛門尊公案下

〔5-15〕喜びの報告をしたいという願い

又

日間勞臨陋寓、特傳喜報心快欲狂第。有志恒所懷、故上書於殿様案前、書封以呈、伏乞尊公指令入納於殿様案前。伏乞望々。

丙子八月二十一日 漂人李先達

高橋浅右衛門尊公案下

〔5-16〕寒い天気による苦しみと衣服に関する配慮への感謝

又

昨夜相面、喜言拜別之後、尊侯夜間氣軀萬安乎。再三陳達、惶恐而已。伏乞、天氣寒來、悶極々々出。去日少尊公有念上下則造衣還帰之。至伏望々。餘言面叙。伏唯不宜謹再拜上書。

丙子八月 金僉知拜

〔5-17〕雨による荷物の損傷を防ぐための要求

又

雨勢如此、支離不止、行中襟褥及其他漏濡必傷。故欲裏去免濡。爲計油紙大者三件送惠伏望。

丙子八月日

高橋浅右衛門前 李先達孔裨將請

〔5-18〕雨により荷物が濡れる問題に対する対処方法と要求

又

路中持去襟褥及其他漏雨濡濕之卜、結裏爲計。油紙三件、告于高橋浅右衛門前受、来可望。

丙子八月二十八日 漂人

〔5-19〕家老三公への深い敬意と感謝

又

昨日雨中勞臨陋寓、慰叙 神儀。不勝感賀。小録別情須 量監察。不備伏惟。

下照 上狀

松前州家老三公案下

丙子八月日 朝鮮国漂人李志恒

〔5-20〕金と鷺の羽を朝鮮に持ち帰ることの価値

小録

朝鮮無識金所鑄之法。尤無產出。買賣之規如有用處、則大國性來貿用。即聞。貴州多產云。真金五六分、或一二錢、有紋鷲羽五六箇、特許惠。然以歸我國、誇德見物之喜何如。

李志恒

4. 朝鮮漂客李先達関係資料の内容検討

『松前家記附録外国部』の朝鮮漂客李先達関係資料は、大きく序文〔1〕と「漂人文章」〔2〕と題された漂流民李志恒からの書簡等の2つに区分できる。『松前家記附録外国部』は朝鮮漂流民の書いた文章を収録することを目的に、「漂人文章」に先立ち、漂流事件の概要を序文で示している。序文には漂流民8人の名前を含め、漂流から送還までの概要を日付順で示している。本文である「漂人文章」は李志恒が書いた漢文の書簡類である。漂流民の中では日本語が可能な金白善という者も一人いたが、取り調べを含む公式的なコミュニケーションは李志恒を介して筆談で行われた。「漂人文章」は場所と宛先によってまた〔3〕、〔4〕、〔5〕の3つに区分できる。

〔3-1〕は5月20日に李志恒が書いたものであり、〔3-2〕によると新谷十郎兵衛⁴に接見した際に送ったものである。そのときの様子が『漂舟録』に記録されている。

船からおりて陸にあがってみると 30 余軒の草家があつて、それぞれの室内には宿泊の整えがしてあつた。衣服・器・皿・その他の什器などをしつらえている様子は、釜山倭館の居所と同様であつた。そのなかに頭となる倭人が一人いて、迎え入れて向き合つて座り、魚と酒でもてなしてくれた。心中嬉しくて、これで生きる道を得たので心配する必要もないと思った。その倭人は短い文章を書き示してこう言った。「私は松前奉行の者で、名は新谷十郎兵衛である。募り集めた兵を率い、松前太守（松前藩主）の命を受けてここに家を作つて留まり、金を採掘しはじめて 10 余年になる。そして 3 年に 1 度ずつ松前府へ金 50 両を納めるのである」と。そしてまた文章を書いて示すには、「初めに停泊したのはどこか？」という。私は文字を書いて答えた（池内 1994 : 82）⁵。

『漂舟録』には李志恒自身が書いた〔3-1〕の内容については記録されておらず、〔3-1〕に対する答書として新谷十郎兵衛が書いた「蝦夷」に関する情報等が記録されている。『漂舟録』にはその地名は記録されていないが、朝鮮漂客李先達関係資料の序文〔1〕によると、漂流民は 5 月 20 日に羽幌に至つたと記されている。羽幌は砂金の産地として、17 世紀半ば頃から砂金の採取が行われ、寛文 9 年（1669）のシャクシャインの戦いの後、砂金採取が禁止されたが、享保 2 年（1717）の幕府巡見使の記録とされる『松前蝦夷記』⁶によると、元禄 3 年（1690）から 7～8 年間金堀を 20～30 人を派遣したという（新羽幌町史編纂委員会 2001 : 238）。このような背景で、金山奉行新谷十郎兵衛は羽幌に派遣されていたのである。

〔4〕は李志恒が「日本国松前州大守」、すなわち当時松前藩主の松前矩広に書いたものである。『漂舟録』によると、松前に着いた李志恒は公舎に案内され、宴会で松前藩主と筆談を交わした。

また短い文章を伝えてきたので、それを開けてみるに「今回の出来事について、あなた方

は何の目的で船に乗り、どこへ行こうとして海中で漂流することになったのか？ 何日間漂流して我々の境内に到着することになったのか？ 海上で日本の商船と会ったか？ 朝鮮を発船したのは何月何日のことであったか？ また海上で漂流していた日数はどれほどか？」という詳しい問いであった。また、「李先達、金僉知という（先達・僉知の）二字がついている人たちはどこに住んでいる人で、姓名、官名及び官品の高下はどのようなのか」とも問われた。重ねて次のようにも問われた。「朝鮮国では仏法を信じているのか？ 神に対する祭祀も行うのか？ 儒道を尊重しているのか？ また耶蘇の者がいて、その教えを広めたりしているのか？ また蝦夷があなた方に対して不法なことを仕掛けたりしなかったか？ また逗留中必要なものがあつたら申し出てもよい」と。私はこれにこう答えた（池内 1994 : 86）⁷。

宴会の席で歓待されているようであるが、筆談で行われた取り調べの様子である。『漂舟録』によると、3 回に重ねて質問を受けており、その回答も完全には対応しないが、朝鮮漂客李先達関係資料において [4-1]、[4-2]、[4-3] と 3 回に分けて書かれている。[4-1] によると、松前藩主と筆談を交わした日は 7 月 20 日と書かれているが、『漂舟録』には 7 月 27 日、[1] には 7 月 25 日のことと書かれている。

[5] は松前に滞在している間に書いたもので、主に高橋浅右衛門に送った書簡類である。7 月 26 日から 8 月 28 日頃までの日付が書かれている。高橋浅右衛門は『漂舟録』に「一等奉行」と書かれており⁸、李志恒と松前藩主の間で手紙や贈り物を伝える等の対応をした。高橋浅右衛門という名前は、『福山秘府』の年暦部において、元禄 3 年（1690）に父親である高橋佐五兵衛の後任として寺社町奉行になり、享保 7 年（1722）に退任したことが確認できる（北海道庁 1936 : 44, 61 ; 久保 2021 : 185）。寺社町奉行は松前藩制の特殊性の一つであり、寺社奉行と町奉行が兼務になっていた。町奉行の名はすでに慶長年間にみえていて、最初は市在の民政をつかさどっていたが、のちに亀田奉行と檜山奉行が置かれることにより、箱館地方と江差地方の民政が分割されたと推定されている（北海道 1970 : 132）。その後神道・仏教を加えて寺社町奉行と名称が変更されたという（福島町史編集室 1995 : 303-305）。松前藩の諸法を集大成した『松前福山諸掟』は、武家諸法度にはじまり、最終の蝦夷地支配人触まで、55 項目の職分に分かれていて、各々の職種に関係ある制札扣・覚書・定等を収録している（松前町史編集室 1974 : 515-623）。その「目録掟」において、奉行の中で最初に記されているのは寺社町奉行であり、その次が檜山奉行、沖口奉行、勘定奉行、亀田奉行等の順である。李志恒が「一等奉行」と記しているのは、金山奉行を含め他の奉行より重要な役職であると感じたためであろう。

[5] の書簡類の内容は、高橋浅右衛門を含む関係者への感謝や腕の病気のため文書の作成が遅れていることについての謝罪、物品の要求等である。物品に関しては、[5-8] で寸法を指定して櫃の制作を依頼して、さらに [5-9] では制作を催促している。[5-14] では、寒くなったため、服を与えてほしいと 8 月 20 日に要請している。一方、衣服の下賜に関する [5-14] と [5-16] は金僉知の名前が書かれているが、李志恒が書いたものであり、「先達」であるため特別待遇を受けている自分以外の漂流民も何らかの報酬を得ることを目的にしていたと考えられる。また、[5-17] と [5-18] では、松前を出発する前の 8 月 28 日に、道中で服とその他のものが雨に濡れることを心配し、油紙 3 件を要求している。さらに、[5-20] では、李志恒が朝鮮に戻る餞別の贈り物として真金と柄のある鷺の羽を要求している。しかし、『漂舟録』には松前藩主が

自ら漂流民に色々贈り物をしたように記録されている。

江戸の関白から陸路護送してくるよにとの報せが 8 月 26 日に来た。太守は松前藩の家老 3 名に命じて酒を送り、慰労させた。また緑紬二端・白布二端・雪綿子五片・玉色紬襦一部・鷺羽一尾・黄金二銭・餅・麵・魚・酒などを贈ってきた。頭倭を通して私に伝えて言うには、「紬と木綿は、あなたが江戸への道中で着る衣服をお作りになるためのものです。鷺の羽と黄金は、あなたが武官でいらっしゃるので、帯をおつくりなさるよにとという意味のものです。差し上げた品々は、みな私どもの情をお忘れにならないでほしいという意を表すものです。それ以外の酒や麵は、他の人々と分けて差し上げてください」と。私は、ただ鷺の羽・金・食糧だけは受け取って謝意を述べ、紬は受け取らなかった。家老が品々をならべ置いてすぐのちのころ、また一人やってきて太守の言葉を伝えた。「旅立つ人への餞別の品々には、おのずからその札というものがあります。ましてや他国の漂流民だからこそです。願わくば受け取りを拒まないでくださいますよう」と。私は答えてこう言った。「餞別の品ということであればやむをえません。お受け取りします」と。家老は喜んで帰っていった（池内 1994 : 89-90）⁹。

李志恒は漂流民の身分ではあったが、松前藩から黄金や鷺の羽等相当な価値のあるものを贈られた。この内容は『秘府』にも収載されており、Nam（2006）は李志恒が松前藩からもらった品と数量を朝鮮での価値に換算し、彼が朝鮮通信使の随行員のように日本から莫大な利益を得て帰国したと考察している。松前藩が漂流民に与えた物のリストは、『秘府』に「朝鮮人遺物之覺」として、対馬の担当者に送った控えて確認できる（北海道庁 1936 : 285）。『漂舟録』によると、江戸への護送許可が下り、松前藩主の命令で家老 3 名が酒を持ってきて漂流民を慰労した。[5-19] はそれに対する感謝の書簡であり、「松前州家老三公」が漂流民を慰労した家老 3 名のことである。

5. 朝鮮漂客李先達関係資料の序文の検討

『松前家記附録外国部』の朝鮮漂客李先達関係資料は「漂人文章」（[2]）という標題のように漂流民李志恒が書いた文章をそのまま写して収録しており、同じ内容が『秘府』においても確認できるが、[1] の序文や [3-2] のように編著者が書き込んだ内容もある。特に李志恒の書簡等の引用に先立ち、漂流民の発見から本国送還までの全体の過程を日付順に要約した序文は、他の関連記録にはない特徴的な内容である。ここでは、朝鮮漂客李先達関係資料の序文の現代語訳を示し、その日付と内容の出典について『秘府』と比較する。

元禄 9 年 5 月 12 日朝鮮人李先達、金僉知、孔裨将、金裨将、金自福、金貴同、金泰史、金汗男が小舟に乗って礼文支里島に漂着した。13 日アイヌの酋長が宗谷に導き、20 日羽保呂に至る。金山奉行新谷十郎兵衛が慰撫し直ぐにその請に応じて孔裨将以下を新谷の属吏を付き添わせて舟で行かせた。7 月 19 日松前に至り即日登城した。李先達、金僉知、新谷は陸行した。24 日松前に至った。25 日登城し恩に謝した。8 月 20 日漂人の公通の朱章を賜った。23 日湊平左衛門、谷梯瀬左衛門、藤倉近兵衛、新谷重郎兵衛以下 34 人が漂人を護送して東上した。9 月 22 日江戸に至り直ぐに漂人を対馬侯邸に送り、邸監の鈴木半兵衛に

預けた。10年2月3日対馬侯の手書を以って、昨冬12月14日漂人が帰国した事を告げた（シン 2022 : 49）。

朝鮮人が漂着した日付の5月12日は、『秘府』においては〔3〕と同じ内容の「朝鮮国漂人李志恒呈辞」でのみ確認できる（北海道庁 1936 : 264-266）。また、漂着地である礼文島の表記の「礼文支里島」は、『秘府』では確認できず、「礼不武支利」あるいは「レフンシリ」と表記している。8人の漂流民の情報については、前の4人は身分を示す呼称を付けていることが特徴であり、後の4人は名前で示しているが、その表記が『漂舟録』と異なるものもある。

そののち丙子年春に寧海へ往来する用事があった際に、釜山浦の人孔哲と金白善が「同じ邑に住んでいる金汝芳と魚介類の行商を一緒にするので、船で江原道沿岸の各邑をまわる時に、おそらくそこも通るにちがいない」というのを聞いた¹⁰。…（中略）…沙工金自福、格軍金貴同、金北実、金漢男はみな蔚山の城隍堂里に住む漁師であった。8人はひとつの船に乗り、左海へ向けて航海した（池内 1994 : 75）¹¹。

金僉知は金白善（キム・ベクソン）のことで、僉知は特別な社会的地位のない年配の男を指す呼称である。孔裨将は孔哲（コン・チョル）、金裨将は金汝芳（キム・ヨバン）のことである。裨将は地方長官が連れていた随行員であり、一種の武士ではあったが、正式な官職ではなかった。金自福（キム・ジャボク）と金貴同（キム・ギドン）は表記が一致しており、金汗男（キム・ハンナム）は漢字は異なるが、同じ発音の金漢男（キム・ハンナム）のことである。残りの金泰史（キム・テサ）は、消去法により金北実（キム・ボクシル）であると考えられる。一方、『秘府』とは「金泰史」を含め漂流民の名前の表記が同一である。そのうち金自福、金貴同、金泰史、金汗男の4人の名前は『秘府』の「西蝦夷地羽保路金堀奉行新谷重郎兵衛廻文」でのみ確認できる（北海道庁 1936 : 262-263）。

5月13日から松前に至るまでの出来事は『秘府』の「依朝鮮入漂着而、外崎新十郎出府之節、北條安房守殿へ被差出候書札」からも確認できる（北海道庁 1936 : 267-269）。アイヌが宗谷に導いたことや13日には宗谷、20日には羽幌に到着したという記述は『秘府』と一致している。しかし、羽幌から松前まで漂流民を護送する際は2つの船に分かれて移動したが、漂流民の配分については記述が異なる。朝鮮漂客李先達関係資料では、孔哲以下6人を新谷の属吏を付き添わせて舟で行かせ、李志恒、金白善、新谷は陸行したと記述しているが、『秘府』では李志恒と孔哲の2人が新谷の船に乗り、金白善を含めた6人は漂流民の船に乗ったと記述している。『漂舟録』によると、李志恒は日本語が可能な金白善と別々の船に乗っており、話を交わすことができないと述べているため、『秘府』の記述が妥当であろう。

8月20日に漂流民を江戸まで護送するようにと朱章が届いたことは、『秘府』では8月20日の「御請書」でも確認でき、さらにその内容も「御奉書竝御朱印御文言」で収載している（北海道庁 1936 : 276-277）。湊平左衛門、谷梯瀬左衛門、藤倉近兵衛、新谷重郎兵衛以下34人が漂人を護送したことは『秘府』の「漂人出府道中守護役竝條目」の記述と一致しており（北海道庁 1936 : 278-280）、8月23日という日付は『秘府』の「駅次廻文」で確認できる（北海道庁 1936 : 281）。また、9月22日に漂流民が江戸の対馬侯邸に到着したことも『秘府』の「従宗次郎殿朝鮮人請取證文」で確認できる（北海道庁 1936 : 282）。10年2月3日の対馬侯の手書は、

『秘府』の「朝鮮人本国帰着竝宗公書簡」と同一であると考えられ、去年の12月に漂流民が国元に帰着したことを報告している（北海道庁 1936 : 287）¹²。

6. 『松前家記附録外国部』の朝鮮漂客李先達関係資料の記述の特性

『松前家記附録外国部』の朝鮮漂客李先達関係資料の内容は、[1]の序文や[3-2]を除いて、『秘府』に収録されている内容と同じである。また、朝鮮人漂着事件の概要を日付順にまとめた序文においても、その日付の根拠が『秘府』でも確認できる。『福山秘府』は、安永5年(1776)に藩主道広の命を受けて、家老松前広長が安永9年(1780)に脱稿したもので、松前藩に關係する史料を収録した大集成である（北海道庁 1936 : 1 ; 新藤 2009 : 435）。『福山秘府』の成立時期は1878年の『松前家記』より早く、朝鮮人漂着事件に関する記録の分量も『松前家記附録外国部』の4,000字程度より4~5倍の18,500字程度である。

しかしながら、こうした点から『松前家記附録外国部』の朝鮮漂客李先達関係資料が『秘府』の内容を抜粋したものであるとは断言できない。『秘府』も「漂人文章」という標題で李志恒の書簡等をまとめていて、同じく書簡ごとに改行をして示している。しかし、[5-6]の書簡は『秘府』では[5-5]の書簡と改行がなく、7月29日付の同じ書簡として収録されている（北海道庁 1936 : 289）。これは活字翻刻本だけでなく、北海道立文書館所蔵本（旧記 1529 と旧記 1267）でも確認できる。『秘府』にみえる誤りを踏襲していないことから、この両記録の系統關係は、共通の祖本から成立したと考えられる。両記録の執筆にあたり参考にした親になる記録は、現在その存在は確認されていないが、『福山秘府』の「引用書目」に記されている『朝鮮人漂着部』である可能性がある（北海道庁 1936 : 9-10）。『朝鮮人漂着部』を基に、『福山秘府』は藩關係資料の集成という目的に合わせてその内容全体を写したことに對して、『松前家記』は系譜という目的に合わせて藩主と關連した資料を収集するため、李志恒の書簡だけを選択的に写したと考えられる。[5]の書簡は主に高橋浅右衛門に書いたものであるが、実は高橋浅右衛門を介して松前藩主の松前矩広に送られたものである。特に[5-1]は、『秘府』では「朝鮮漂人書牘」と題され、それに続いて「漂人文章」という標題下で残りの書簡が収録されているが、『松前家記附録外国部』では[5-1]も「漂人文章」の標題下に配置することで、「松前州大守案下」と藩主に書いた書簡も収録しようと意図したと考えられる。

『松前家記附録外国部』の朝鮮漂客李先達關係資料は、李志恒の書簡等の収載に先立ち、序文で漂着事件の概要を示している。これは『秘府』や『呈辞』のような記録にはみえない独自の記述である。その概要の内容についても、一部誤解はみられるが、日付と出来事の出典になった文書が『秘府』から確認できることから、執筆にあたり正確な根拠をもってその全体像を把握していたと考えられる。『松前家記』は、記述の信頼性には史料的根拠が明らかではないと指摘されているが、歴代当主の正室の關しても詳細に記す等、系譜としても優れており、松前藩に關する政治的動向を中心とする史書としても優れたものであると評価されている（松前町史編集室 1974 : 3 ; 新藤 2008）。『松前家記附録外国部』においても、その出典の記載が欠けているが、文書類の単なる写しではなく全体像を吟味し序文としてまとめたことは高く評価すべきであろう。

7. おわりに

『松前家記附録外国部』の朝鮮漂客李先達關係資料は、1696年礼文島に漂着した朝鮮人の一

人である李志恒が書いた書簡等を収録している。本稿では、『松前家記附録外国部』の朝鮮漂客李先達関係資料の全文を示し、『漂舟録』から書簡等が書かれた背景を確認した。また、『秘府』と内容を比較することで、本資料が成立時期の早い『秘府』を祖本として成立したものではなく、両記録が現在では失われてしまった共通の祖本から成立したことを明らかにした。松前藩側の記録である『秘府』と『呈辞』は、北東アジアの海域における漂流史に関する研究等、様々なテーマで研究の対象になっていたが、両記録間の関係はまだ明らかになっていない。『秘府』は漂流民の発見から本州に護送するまでの松前藩のやり取りを網羅しており、『呈辞』は主に李志恒が書いた漢詩を収録している。『呈辞』は単行本として伝わっており、その成立時期は1696年と関連記録の中で最も早いとされている(Hur 2010)。しかし、『呈辞』の内容は『秘府』にも収録されているため、両記録の内容の検討が必要である。『呈辞』の成立時期の再検討を含め両記録間の関係については今後の課題にしたい。

一方で、『松前家記附録外国部』は活字翻刻本の底本となった北海道立文書館所蔵の『松前家記附録共完』(旧記 1182)と北海道大学附属図書館所蔵の『松前家記』上・下(旧記 0618)には含まれていない。両資料とも『松前家記』を附録までまとめたものであるが、外国部と文書部は含まれていない。北海道大学附属図書館所蔵の『松前家記附録外国部』(旧記 0619(4))と『松前家記附録文書部』(旧記 0619(5))は、新田千里の自筆本とされている。北海道大学附属図書館には新田千里の自筆本の『松前家記』一～七(旧記 0617)も所蔵されており、その中で『松前家記二』(旧記 0617(2))の扉には「草藁」と書かれている。外国部及び文書部にはあまりみえないが、請求記号が連番になっている附録一～三においても、校正を行った痕跡が確認できる。また、これら自筆本は最後に「月明荘」と弘文荘の所蔵印が捺されているため、何らかの関係があるかもしれない。

謝辞

本研究は、国立アイヌ民族博物館調査研究プロジェクト 2022A01「17～19 世紀の蝦夷地像に係る図像史料等の基礎的調査」の研究成果の一部である。北海道大学附属図書館所蔵の『松前家記』の関係をまとめる過程で、国立アイヌ民族博物館研究交流室長の霜村紀子氏より所蔵印についてご助言をいただいた。心より感謝申し上げる。

注

- 『福山秘府』は、欠落している部分を除き、北海道庁(1936: 262-298)により北海道庁所蔵本を底本として活字翻刻されている。活字翻刻本において 1696 年の朝鮮人漂着事件は、「朝鮮漂人部上巻之三十」と「朝鮮漂人部下巻之三十一」と題されているが、本稿ではまとめて「朝鮮漂人部」と略す。一方で、北海道立文書館所蔵本(旧記 1258 と 1259、旧記 1266 と 1267)では「朝鮮人漂着之巻三十」と「朝鮮人漂着之巻三十一」と題されている。
- 北海道大学附属図書館北方資料データベースには、『松前家記外国部』と登録されているが、本稿における『松前家記』の各資料名は、表紙あるいは扉に書かれている題名を使用する。
- 北海道大学附属図書館所蔵本『松前家記』上・下(旧記 0618)は、注記によると、松前家所蔵本より 1992 年(大正 11)に筆写したとされている(北海道大学附属図書館 1990: 70)。しかし、同書の巻末の筆写に関する情報には、筆写時期の「十四年六月」を含め、活字翻刻本と同一の文章が書かれている。したがって、厳密に同書は松前家所蔵本を底本にした北海道立文書館所蔵本(旧記 1182)を筆写したものであると考えられる。
- 朝鮮漂流民を羽幌で保護し松前まで護送した金山奉行の名前は、『漂舟録』では「新谷十郎兵衛」、『松前家記附録外国部』及び『秘府』では「新谷十郎兵衛」と「新谷重郎兵衛」が混在して使われている。本稿ではその名前を新谷十郎兵衛に統一して表記する。
- 『海行摠載』「漂舟録」の「翌日」(Integrated Database of Korean Classics (<http://db.itkc.or.kr/inLink?>

DCI=ITKC_GO_1386A_0010_020_0120_2004_001_XML)、2023年11月14日閲覧)

下船入去。則三十餘間草家。各設宿所。衣服器皿。其他什物排置之狀。有若釜浦館倭之所居。其中頭倭一人。迎入對坐。魚酒善遇。心甚暗喜。今得生路。可無憂矣。厥倭書示一章曰。我是松前奉行之人名新谷十郎兵衛也。率募軍受得松前太守之命。作家來留於此。掘採黃金者已是十餘年之久。而或三年一巡。納稅松前府。黃金五十兩也。又書示請問初泊之地何處耶。余答書示之曰。

6 『松前蝦夷記』(松前町史編集室 1974: 380)

西夷地はぼろと申所之浜江寄金御座候而元禄三年より七八年之間金堀二三拾人宛指遣、砂金百目二百目斗宛出申候へ共米諸色高直金茂段々不足ニ成、其上、遠方故相止其後洗子領内中金出候場所無之よし

7 『海行摠載』「漂舟録」の「二十七日」(Integrated Database of Korean Classics (http://db.itkc.or.kr/inLink?DCI=ITKC_GO_1386A_0010_020_0180_2004_001_XML))、2023年11月14日閲覧)

又傳一章。開視其文曰。○是行也吾丈等。爲何發船。欲到何境而漂流于海瀛耶。有幾日漂着我境耶。海上有逢日本商船耶。朝鮮發船者。何月何日乎。又海上漂流之日數幾許乎。詳問之。○再問李先達。金愈知二字者。於何地所居乎。姓名官名。又位階高下如何。○重問於朝鮮國。信用佛法乎。祭神祇耶。尊儒道耶。又有耶穌者而弘其教乎。又蝦夷等。對貴丈。不法之事有之乎。又旅亭有所求之事。告之可也。○余答曰。

8 『海行摠載』「漂舟録」の「翌日」(Integrated Database of Korean Classics (http://db.itkc.or.kr/inLink?DCI=ITKC_GO_1386A_0010_020_0200_2004_001_XML))、2023年11月14日閲覧)

朝太守送一奉行倭一人問慰之。仍傳一章曰。…(中略)…奉行倭之名高橋淺右衛門。稍識文字。故彼此以書通懷。

9 『海行摠載』「漂舟録」の「翌日」(Integrated Database of Korean Classics (http://db.itkc.or.kr/inLink?DCI=ITKC_GO_1386A_0010_020_0210_2004_001_XML))、2023年11月14日閲覧)

自江戸關白領來陸路之報。來付於八月二十六日。太守別令本州家老三人。送慰酒盃。仍實綠紬二端。白布二端。雪綿子五片。玉色紬襦一部。鷲羽一尾。黃金二錢餅麵魚酒。傳于余處而令頭倭傳書曰。紬端綿子。則以爲先達歸江戸路中所着衣造之需也。鷲羽黃金。先達既業武爵造帶。箇箇勿忘我情之資也。其餘酒麵。分饋各人云。余只受羽金與所食之物而謝之。紬端不受。家老并置物而俄頃一人。來傳太守之語曰。行客之饋贐。自有其禮。況且他國漂客乎。幸勿辭。余答曰既稱饋贐。不得已奉受。家老喜歸。

10 『海行摠載』「漂舟録」の「漂舟録序」(Integrated Database of Korean Classics (http://db.itkc.or.kr/inLink?DCI=ITKC_GO_1386A_0010_010_0010_2004_001_XML))、2023年11月15日閲覧)

丙子春有寧海往來之事。聞釜浦人孔哲金白善。與邑居人金汝芳。同事興販魚物。乘船往江原道。沿海各邑。當過其處云。

11 『海行摠載』「漂舟録」の「[丙子年]四月十三日」(Integrated Database of Korean Classics (http://db.itkc.or.kr/inLink?DCI=ITKC_GO_1386A_0010_020_0010_2004_001_XML))、2023年11月15日閲覧)

沙工金自福。格軍金貴同金北實金漢男。皆是蔚山城陞堂里所居海夫也。八人同騎一船。轉向左海。

12 『漂舟録』では、丁丑年(1697)2月2日に倭船に乗り出発したが、風勢が不順で浦々に入って泊まり、3月5日に釜山浦に到着したと書かれている。

引用文献

Cui Yinghua

2017 A Study of the Composition Method of *Drifting Record of Lee Jihang* and its Various Editions: Including a Comparison with *Record of a Drifting Ship*. *JOURNAL OF THE ISLAND CULTURE* 50: 193-223.

福島町史編集室(編)

1995 『福島町史 第二巻 通説編 上巻』福島町、福島町(北海道)。

北海道(編)

1970 『新北海道史 第二巻 通説一』北海道、札幌。

北海道庁(編)

1936 『新撰北海道史 第五巻 史料一』北海道、札幌。

北海道大学附属図書館(編)

1990 『日本北辺関係旧記目録(北海道・樺太・千島・ロシア)』北海道大学附属図書館、札幌。

Hur Kyoung Jin

2010 Wrecked Lee Ji-hang and Ainus, the Communication with Japanese. *Yeol-sang Journal of Classical Studies*

32: 53-82.

池内敏

1994 「李志恒『漂舟録』について」『鳥取大学教養部紀要』28: 61-95.

1998 『近世日本と朝鮮漂流民』臨川書店、京都.

海保嶺夫

2000 「アイヌ民族の交易形態と貂の役割—1696 年、蝦夷地に漂着した朝鮮人の史料より—」『「北の文化交流史研究事業」研究報告』255-268.

Kim Kang-Sik

2017 A Drifter and the Sea Area in Lee Ji-Hang (1647~?)'s 『Pyojurok (漂舟録)』. *Cultural Interaction Studies of Sea Port Cities* 16: 139-182.

金甲周 (Kim Kap-joo)

1996 「17C 後半～18C 前半의 社會様相의 一端 - 北海道朝鮮漂人關係記録을 中心으로 -」『國史館論叢』72: 151-184.

久保泰

2021 『松前藩家臣名簿』久保泰、松前町（渡島）.

松前町史編集室（編）

1974 『松前町史 史料編 第一巻』松前町、松前町（北海道）.

中村和之

1998 「李志恒『漂舟録』にみえる蝦夷錦について」『北海道の文化』70: 27-32.

2007a 「李志恒『漂舟録』にみえるアイヌ語について」『北海道民族学』3: 22-28.

2007b 「李志恒『漂舟録』にみえる「石将浦」について」『帯広百年記念館紀要』25: 1-8.

2007c 「李志恒『漂舟録』にみえる「羯悪島」について」『史朋』39: 1-6.

2022 「李志恒『漂舟録』にみえる植物名について」『人文論究』91: 11-17.

Nam Mi-Hye

2006 The recognition for Japan by Lee Gi Hang (1647~?) to be seen at Pyojurok. *EWHA SAHAK YEONGU* 33: 97-117.

西谷榮治

2008 「北の海の道リイシリのアイヌ史」『財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構 平成 19 年度普及啓発セミナー報告集』43-51.

新藤透

2008 「旧松前藩正義士・新田千里著『松前家記』の書誌的検討：明治期北方史学史の文献的研究」『山形県立米沢女子短期大学紀要』44: 15-26.

2009 『松前景広『新羅之記録』の史料的研究』思文閣出版、京都.

新羽幌町史編纂委員会（編）

2001 『新羽幌町史』羽幌町、羽幌町（北海道）.

シンウォンジ

2022 「17 世紀蝦夷地に漂着した朝鮮人関連記録の日本における情報の伝播 - 『松前家記』と『北海道随筆』を中心に -」『東北亜細亜文化学会 2022 年秋季聯合国際学術大会』48-51.

2023a 「17 世紀蝦夷地に漂着した朝鮮人関連記録『漂舟録』と『李志恒漂海録』にみえる地名「石将浦」について」『北海道民族学』19: 38-50.

2023b 「17 世紀蝦夷地に漂着した朝鮮人関連記録『漂舟録』と『李志恒漂海録』の序文の成立時期」『東北亜細亜文化学会 2023 年春季聯合国際学術大会』36-40.

泊功

2022 「蝦夷漢詩前史—元禄期松前阿吽寺僧釈智潤と朝鮮漂流官人李志恒の詩的交流—」『人文論究』91: 1-10.

（しん・うおんじ／国立アイヌ民族博物館）